

《貸切バス事業者安全性評価認定制度》

平成 29 年度申請について評価項目の一部変更を検討中

平成 28 年 1 2 月 15 日 公益社団法人日本バス協会

現在事務局では、「平成 29 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度」に係る諸準備を進めています。基本的な評価項目の変更は有りませんが、①軽井沢スキーバスの再発防止策として取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」で示された内容、②運輸安全マネジメント認定セミナーへの浸透策、③申請事業者の増加に伴う対応など、社会的対応を必要としている下記評価項目などについて検討を進めています。検討項目は平成 29 年 1 月中旬開催予定の「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」にて審議決定の予定ですが、主に検討している事項は下記の通りです。

【1】申請期間は「新規・一ツ星更新事業者は 4 月受付」、「二ツ星・三ツ星更新事業者は 8 月受付」

平成 28 年度の受付までは新規と更新事業者の申請を年 1 回で受付ていましたが、申請事業者の増加に伴い審査処理を満たすことが不十分であるため、平成 28 年 9 月 29 日開催された第 2 回認定委員会において、「平成 29 年度からの申請は年 2 回の申請」が決定しています。平成 29 年度の申請は認定種別により下記のように異なります。

	申請事業者種別	受付月日	認定月日
前期受付	新規申請・一ツ星更新事業者	平成 29 年 4 月 1 日～4 月 30 日	平成 29 年 9 月中旬予定
後期受付	二ツ星・三ツ星更新事業者	平成 29 年 8 月 1 日～8 月 31 日	平成 29 年 12 月中旬予定

【2】「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な安全対策」などに関する変更項目

(1) 法令遵守事項及び上位事項の一部変更を検討中 ※下記の赤字部分（下線）が変更項目です。

項目	28 年度 法令遵守事項	29 年度 法令遵守事項検討内容
3. 運行管理等	⑭乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	⑭乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行い、 <u>また、ドライブレコーダーを導入しているか。（提出資料：ドライブレコーダー導入資料または導入計画書）</u>
3. 運行管理等	⑮特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	⑮特定の運転者 <u>全員</u> に対して適性診断を受けさせているか。 (提出資料：特定運転者全員の適正診断受診記録)
3. 運行管理等	⑯特定の運転者に対して特別指導を行っているか。	⑯特定の運転者 <u>全員</u> に対して特別指導を行っているか。 (提出資料：特定運転者全員の特別指導記録)

項目	28 年度 上位事項	29 年度 上位事項検討内容
3. 運行管理等	U⑨-1 運行記録計を活用した教育を行っているか。	U⑨-1 運行記録計 <u>またはデジタルタコグラフ</u> を活用した教育を行っているか。
3. 運行管理等	U⑨-2 デジタルタコグラフを導入し、教育に活用しているか。	U⑨-2 <u>衝突被害軽減ブレーキを導入し装着しているか。</u> (評価は貸切バスへの装着のみ)

【3】運輸安全マネジメントに係る「認定セミナーの受講」を新たに追加

軽井沢スキーバス事故検討会において検討された再発防止策では、「運輸安全マネジメント評価の強化」が示されるとともに、国土交通省では中小規模事業者への推進強化に向け「セミナープログラム等の改修」がされたことから、国土交通省認定セミナーを中小規模事業者が受講をした場合、評価をすることとしました。

平成 28 年度 D-⑤ 評価項目 11				平成 29 年度 D-⑤ 評価項目 11			
	中小規模	準大規模	大規模		中小規模	準大規模	大規模
	2点	1点	1点		<u>1 (2) 点</u>	1点	1点
評価基準				評価基準			
10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し記録しているか。			10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し記録しているか。		
11	経営者は安全にかかわる者に外部機関が主催する安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。			11	経営者は安全にかかわる者に外部機関が主催する安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。 <u>ただし、中小規模については評価基準 10 を満たし、かつ国土交通省が認定したセミナーの受講をした場合は 2 点とする。</u>		

※下記の赤字部分（下線）が変更項目です。

【4】運行管理者・整備管理者が講習・研修を終了しているかの確認

運輸局に選任届け出をしている運行管理者・整備管理の講習・研修は告示や運輸規則により定められており、安全性評価認定制度では「法令遵守必須事項」となっています。平成 29 年度では「平成 27 年度または平成 28 年度に講習・研修が修了していること」が必須条件です。

【運行の管理に関する講習の種類等を定める告示】《抜粋》平成 24 年 4 月 13 日

- ◆第 4 条 新たに選任した運行管理者に選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない場合は基礎講習）を受講させなければならない。
- ◆第 4 条の 2 特別講習の受講対象となった運行管理者が所属する営業所にあつては、所属する全ての運行管理者に、2 年連続して一般講習を受講。
※受講させる講習は、一般講習の代わりに基礎講習であっても良い。
- ◆第 4 条の 3 事業者は、運行管理者に基礎講習又は一般講習を受講させた日の属する年度の翌々年度以後 2 年ごとに基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

【旅客自動車運送事業運輸規則】第 46 条整備管理者の研修

旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第 50 条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

【整備管理者制度の解説 選任後研修の実施時期及び頻度 国土交通省】

「地方運輸局長が通知するとき」と規定されており、地方運輸局長の判断により実施することとされているが、全国統一的な実施を図るため、選任後研修については、2 年に 1 度受講するよう実施するべきと考える。